

白馬インターナショナルスクールについて

〈認可事項〉 私立各種学校の設置（2次審査）

1 設置の趣意 別紙のとおり

2 学校概要

(1) 目的 教育基本法及び学校教育法に基づき、国内外の生徒を対象に、心身ともに健康で持続可能な未来を築ける人間を育成することを目的とする。

(2) 名称 白馬インターナショナルスクール

(3) 位置 北安曇郡白馬村大字北城 1 1 2 9 0 - 1

(4) 開設の時期 令和 6 年 4 月 1 日

(5) 設置者 北安曇郡白馬村大字北城 1 1 2 9 0 - 1

準学校法人 白馬インターナショナルスクール（仮称）

理事長 草本 朋子

(6) 校長 クリス・バーム

略 歴

2004 年～2013 年

Spark（サンフランシスコ 若者・学生支援の非営利団体）の共同創業、CEO 着任

- ・ 6 都市、5,000 人以上の学生を支援し、中退率の減少に顕著な効果を示す成果をあげた。
- ・ Spark での功績を認められ、社会起業家の世界的な賞であるアショカ・フェロシップ・アワードを 2010 年に受賞した。

2014 年～2020 年

Millennium School（サンフランシスコ 私立学校）の共同創業者、初代学校長

- ・ 発達科学を利用した私立中学校（independent school＝運営財源を国、地方公共団体等に頼らない独立した私立学校）をサンフランシスコで開学し、組織編制から運営、大学とのパートナーシップ構築等に尽力した。
- ・ 同校は思春期の生徒の教育の再構築モデルとして高い評価を受け、保護者向けイベントの開催をはじめ、米国内外から多数の教育関係者の視察受入、日本を含む国内外での教育者向け研修の実施などを通じて、ミレニアム中学校の教育手法の周知・普及に努めた。

7 学校概要

(1) 課程等

| 昼夜別 | 分野・課程 | 設置学科 | 修業年限 | 入学定員 | 収容定員 |
|-----|-------|---------|------|-------------|------|
| 昼間部 | | プロジェクト科 | 4年 | 20人 ～30人 | 90人 |

○生徒確保見込

| 対象学年（※） | 7年生 | 8年生 | 9年生 | 10年生 | 合計 |
|---------|-----|-----|-----|------|----|
| 令和5年度 | | | | | |
| 令和6年度 | | | | | |
| 令和7年度 | | | | | |
| 令和8年度 | | | | | |

（※）中学1年生相当からの入学受入れを行うため、小学校に相当する課程は修了しているものとして学年は7年生から学則で設定。

令和5年度の人数は令和4年9月から運営しているフリースクールの在籍生の数。

令和6年度以降の入学生の見込については、令和5年度の在籍生の進級（持ち上がり）に加え、外部からの入学受入数について、学校の選考方針及び最大の入学契機となるサマースクールの申込実績を踏まえて設定。

＜令和5年度サマースクール参加申し込み実績＞

| 現学年 | 小4 | 小5 | 小6(7年) | 中1(8年) | 中2(9年) | 中3他(10年) | |
|------|-------|-------|--------|--------|--------|----------|--|
| 入学年度 | 令和8年度 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和6年度 | 令和6年度 | 令和6年度 | |
| 人数 | | | | | | | |

海外からの生徒募集に注力し、専門知見を有する人材を法人職員として採用する意向。

(2) 教職員組織

| 職 種 | 校 長 | 教員・講師 | | 職 員 |
|-----|-----|-------|------|-----|
| | | | うち専任 | |
| 計 画 | 1 | 9 | 9 | 2 |
| 基 準 | 3 | | — | — |

(3) 校 地 校舎敷地 6, 5 1 7. 8 2 m² 南校舎敷地: 2214.78 m² (自己所有)
北校舎敷地: 4303.04 m² (借家)

(4) 校 舎 校舎面積 1 0 2 0. 1 m² (基準面積 1 1 5. 7 0 m²)
構造 南校舎 木・鉄筋コンクリート造 地上3階建
北校舎 地下RC造、1・2階木造 (借家)

※補足・特記事項

(1) 北校舎について、国外の民間法人の所有物件（旧リゾートペンション）を2027年度まで賃借（更新不可だが、再契約は可能。）して使用する。当県の「私立学校等の設置等に関する審査基準」において、「小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る。）の施設」である場合のみ、自己所有または地方公共団体の所有によるものでなくとも認可することができるため、本規定に基づき認可対象となる。高等学校1年生相当の授業（使用校舎）は、土地、建物ともに自己所有である南校舎において実施する。

○私立学校の設置等に関する審査基準

第1、4、(1)

「施設（校地及び校舎等の構築物をいう。）及び設備は、設置者の自己所有であること。ただし、次に掲げる場合はこの限りでないこと。」

ウ「ア及びイに掲げるもののほか、小学校・中学校の就学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る。）の施設についての借用であることが確実である場合」

(2) 各種学校であるため、一条校の教育課程は適用されないが、学則で定める課程において設定のある「体育」については、校地内の芝生校庭（運動場）、近隣体育館、ウィンタースポーツについて白馬岩岳バレーの使用（貸借）により対応する。

(既にフリースクールでの利用実績があるため、継続して利用が可能。)

8 開設費

(1) 学校設置に要する経費

| 科 目 | 金 額 (千円) | 備 考 |
|-----------|----------|----------------------------------|
| 校地 (校舎敷地) | | |
| 校舎 | | |
| 教具、校具、設備 | | 校具：147点 教具：54点 備品：41点 ほか図書 |
| その他の支出 | | |
| 合 計 | | |

(2) 財源の調達方法

法人現金預金

9 経費及び維持方法

授業料、入学金及びその他納付金等を財源として維持運営する。

ただし、収入不足を生じた時は設置者においてこれを補う。

10 授業料等 (初年度納付金)

| 区分 | プロジェクト科 |
|-----------------------|---|
| 授業料 (7-9 年生) | <u>3,400,000円</u> |
| 〃 (10 年生) | <u>3,850,000円</u> |
| 入学金 | 300,000円 (国内・在留資格保有者) <u>500,000円 (在留資格未保有者)</u> |
| 施設設備費 | <u>400,000円</u> |
| 入学検定料 | 25,000円 |
| 初年度納付金計 (10 年生の場合) | 4,125,000円～4,325,000円 (4,575,000円～4,775,000円) |

11 収支計画

(1) 令和6年度収支予算

| 区分 | 科目 | 金額 (千円) | 積算根拠 |
|------|----------|---------|------|
| 収入 | 入学金 | | |
| | 授業料 | | |
| | 施設整備費 | | |
| | 入学検定料 | | |
| | 寄附金・補助金 | | |
| | 寮費収入 | | |
| | 雑収入 | | |
| | 前期繰越金 | | |
| 収入計 | | | |
| 支出 | 人件費 | | |
| | 教育研究費 | | |
| | 奨学費支出 | | |
| | 管理経費 | | |
| | 寮費 | | |
| | 研修、その他支出 | | |
| | 積立額 | | |
| | 次期繰越金 | | |
| 支出計 | | | |
| 収支差額 | | | |

(2) 令和7年度収支予算

| 区分 | 科目 | 金額 (千円) | 積算根拠 |
|------|----------|---------|------|
| 収入 | 入学金 | | |
| | 授業料 | | |
| | 施設整備費 | | |
| | 入学検定料 | | |
| | 寄附金・補助金 | | |
| | 寮費収入 | | |
| | 雑収入 | | |
| | 前期繰越金 | | |
| 収入計 | | | |
| 支出 | 人件費 | | |
| | 教育研究費 | | |
| | 奨学費支出 | | |
| | 管理経費 | | |
| | 寮費 | | |
| | 研修、その他支出 | | |
| | 積立額 | | |
| | 次期繰越金 | | |
| 支出計 | | | |
| 収支差額 | | | |

(2) 準備が必要な自己資金

<私立学校等の設置等に関する審査基準>

小学校・中学校の修学年齢に相当する生徒を対象とした外国人学校（各種学校に限る）について、市町村が当該学校の設置を要望しており、設置された学校の経営に著しい支障が生じた場合に、当該学校に在学する者の適切な就学を維持することができるよう、転学の斡旋等の措置を講ずることを明確にしている場合には、開設年度の経常経費の6分の1に相当する額を保有していること。

(私立学校等の設置等に関する審査基準 第1、7、(3))

| 開設年度の経常的経費 (A) | 開設時に保有が必要な現預金 ($B=A \times 1/6$) | 自己資金 (C) |
|----------------|---------------------------------------|----------|
| | | |